

し 知ろう 防ごう

しょう しょう しゃ ぎ や く た い
障がい者虐待



しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう しょう ひと ぎゃくたい きんし
障害者虐待防止法は障がいのある人へのあらゆる虐待を禁止しています

ぎゃくたい はっけん ひと つうほう ぎ む
虐待を発見した人には通報の義務があります

ぎゃくたい ぎゃくたい うたが き すみ つうほう そうだん
虐待・虐待の疑いに気づいたら速やかに通報・相談をしてください

しょう しゃ
障がい者とは？

しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう ほかしんしん きのう しょう ひと
身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他心身の機能の障がいがある人

※ しょう しゃてちょう しゅとく かた さいみまん かた ふく
※ 障がい者手帳を取得していない方や18歳未満の方も含みます

宍粟市

(令和6年度改定)

虐待の種類

家庭での虐待 (養護者虐待)

障がいのある人の身の回りの世話や金銭管理をしている家族や親族、または同居人などによる虐待



施設での虐待 (従事者虐待)

障がい者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員による虐待



会社での虐待 (使用者虐待)

障がいのある人を雇用している事業主（上司など）による虐待



虐待が発生したときの対応

虐待の発生

養護者虐待

本人からの相談
発見者からの通報

従事者虐待

本人からの相談
発見者からの通報

使用者虐待

本人からの相談
発見者からの通報

宍粟市障がい者虐待防止センター

平日（8：30～17：15） TEL 0790-63-3101

平日夜間（17：15～翌8：30）・土・日・祝 TEL 0790-63-3000

報告

通知

兵庫県

報告

都道府県労働局



ぎゃくたい

こうい

虐待になるのはどんな行為？

身体的虐待

たたく 殴る 蹴る つねる やけどさせる 縛りつける
閉じ込める 食べられないものを無理やり口に入れる など

性的虐待

性的行為を強要する 裸にする
わいせつな話をしたり、画像や映像をみせる など

心理的虐待

怒鳴る ののしる 話しかけられても無視する 仲間に入れない
日常的にからかったり、「ばか」「あほ」など侮辱する言葉を使う
子ども扱いをして自尊心を傷つける など

放棄・放任（ネグレクト）

十分な食事を与えない 不潔な環境で生活させる
必要な医療やサービスを受けさせない など

経済的虐待

年金や賃金を渡さない 勝手に財産や預貯金を使う
日常生活に必要なお金を与えない など



ぎゃくたい

おも

虐待かな？と思ったら・・・

虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した人は、速やかに
通報する**義務**があります。

虐待かどうかの判断は必要ありません。

少しでも疑いがあると思われるたら勇気をもってご相談ください。

ご協力よろしくおねがいします。



虐待相談窓口

宍粟市障がい者

虐待防止センター

平日（8：30～17：15）

TEL 0790-63-3101

FAX 0790-63-3062

平日夜間（17：15～翌8：30）

土曜・日曜・祝日

TEL 0790-63-3000

FAX 0790-63-3062

（受信のみ）

